報告1 災害時相互応援協定の締結について

令和4年5月24日 栃木県野木町 と 「災害時における相互応援に 関する協定」締結



小坂町長 真瀬野木町長

野木町は、人口約2万4千人、面積約30km²とコンパクトな町で、町村制施行以来、一度も合併していないなど、当町との共通点も多く、さらに1471年(文明3年)に初代古河公方となる足利成氏(しげうじ)が上杉勢の攻撃を受けた際に、千葉孝胤(のりたね)の本拠地である現在の酒々井町に退避されたという、戦国時代からの歴史的なご縁もあって、交流を深めてまいりました。

令和元年の台風15号で当町が大きな被害を受けた際には、不足していた防水シートを野木町から届けていただきました。

本協定に基づき、今後、地震等の大規模災害が発生した場合は、食料・飲料水及び生活必需品や資機材の提供、救援・救助活動に必要な車両等の提供、応援に必要な職員の派遣など、幅広い応援や応急復旧対策を互いに講じてまいります。

災害応援だけではなく、互いの資源や特性を生かしながら連携・協力し、 それぞれの地域の活性化及び持続的な成長に向けた取り組みを推進しなが ら、友好関係を深めてまいります。

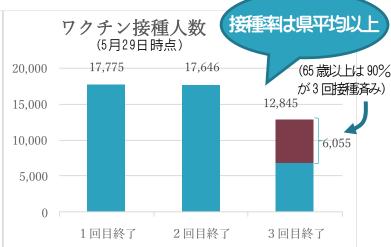
栃木県 野木町



報告2 新型コロナウイルス感染症に係る町の対応に ついて

新型コロナウイルス感染防止にご協力いただき、ありがとうございます。 町の事業は、感染対策を行ったうえで各事業内容や施設の特性などにより 遵守事項を定めて、事業を開催していきます。





4回目のワクチン接種

5月25日から、感染した場合の重症化防止を目的として、3回目の接種後5ヶ月を経過した60才以上の方、18才から59才で基礎疾患のある方を対象に、順次接種を開始しています。

現在手続き中です

※国の「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」

- ○子育て世帯生活支援特別給付金児童手当受給者等に児童一人あたり一律5万円を給付
- ○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金令和3年度に申請がなく受給できなかった世帯等に10万円を給付

ワクチンの接種が進み、感染者数が緩やかな減少傾向であるものの、感染が収束したわけではありません。依然として高齢者や基礎疾患のある方の重症化などが危惧されています。町では、引き続き感染の拡大を防ぐために3 密対策、手洗い、うがい、距離の確保などの啓発に努め、町民の皆様とともに、感染防止対策に努めてまいります。

報告3 第2次酒々井町男女共同参画計画の策定に ついて

『男女共同参画』をより一層推進してまいります

少子高齢化により労働力人口が減少する中、地域社会の活性化を図るためには意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要で、これらの社会情勢や課題に対応するため、平成30年3月に酒々井町男女共同参画計画を策定し各種施策を推進してまいりましたが、同計画の期間が、令和4年3月で終了となりましたので、新たに、令和4年4月から令和9年3月までの5年間を計画期間とする第2次計画を策定いたしました。

第2次計画では、当初計画を基本としつつ、昨今の男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化に対応したものとし、各施策について具体的な目標値を設定するとともに、SDGsの考え方を追加、さらに防災における女性の活躍に関する拡充を図るなどの内容に変更したものとなっています。

目 標 男女が互いを認め合い、支え合い、 一人ひとりが自分らしく活躍できる酒々井



基本目標

- I. 男女共同参画社会の実現に向けた 基盤づくり
- Ⅱ. あらゆる分野での男女共同参画の実現
- Ⅲ.健康で安全安心な社会づくり

~基本的な課題に基づき、各種施策を推進~

報告4 令和4年度ごみゼロ運動について

5月29日開催 13.17トンのゴミを収集!

快適できれいなまちづくりに、 ご協力ありがとうございました。



本年度のゴミゼロ運動につきましては、5月29日に町民の皆様と各種団体のご協力をいただき、無事終了することができました。

当日は晴天の中、4千人を超える多くの町民が各地域で参加され、13. 17トンのごみが収集されたことをご報告しますとともに、ご協力いただ きました皆様に厚くお礼申し上げます。

町では、今後も地域ぐるみの環境美化活動を支援しながら不法投棄のない、 きれいなまちづくりに努めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお 願いします。





報告5 青少年交流の家に係る提訴の経過報告について

令和4年3月議会において行政報告させていただきましたが、その後の 経過を報告させていただきます。

令和4年1月27日の第23回弁 論準備手続きに引き続き、令和4年3 月24日に第24回弁論準備手続き が行われました。被告側から準備書面



等提出に関する報告書が提出され、第一原告酒々井町から第16準備書面を提出し、審理が行われました。

また、令和4年5月13日に第25回弁論準備手続きが行われ、被告側から準備書面21の修正提出がされ、審理が行われました。

なお、次回の日程は、令和4年7月19日に決定し、弁論準備手続きとして行われることとなりました。